

令和3年3月5日

玄米及び精米に係る食品表示制度改正等に関する説明会の開催について

今般、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、玄米及び精米に関する表示に係る食品表示基準の一部改正が行われることになりました。

また、平成29年9月1日から施行されている新たな加工食品の原料原産地表示制度につきましては、経過措置期間が令和4年3月31日までとなっており、完全施行まで残り僅かとなっております。

つきましては、玄米及び精米に係る食品表示制度改正及び新たな原料原産地表示制度に関する説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される皆様におかれましては、一般社団法人日本農林規格協会のウェブサイトをご確認ください。

1 開催日時及び場所

日時：令和3年3月25日（木） 13：30～16：00（受付13：00～）

場所：Daiwa 晴海ビル4F「アネックスC」

所在地：東京都中央区晴海3-10-1

会場参加可能人数：30名

Web参加可能人数：定員なし

2 プログラムの内容

- ・ 玄米及び精米に係る食品表示制度改正に関する説明
- ・ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する説明
- ・ 質疑応答

3 説明会の申込み（参加申込みは締め切りました）

説明会への御参加を希望される方は一般社団法人日本農林規格協会のウェブサイトをご確認ください。

申込ページ URL：<http://www.jasnet.or.jp/rice.html>（外部リンク）

一般社団法人日本農林規格協会問合せ先：03-3249-7120

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、本説明会にあっては、会場での参加人数を制限し、説明会の模様を動画配信いたします。また、配信した動画については、説明会終了後一定期間Webで公開する予定です。詳しくは、上記ウェブサイトをご確認いただくか、一般社団法人日本農林規格協会にお問い合わせください。

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9223（直通）

FAX：03-3507-9292

担当：金子、松永、坊、松原